

案

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部を改正する要綱

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、<u>デジタルサイネージを設置（当該デジタルサイネージを掲出する物件を設置し、当該物件を用いてデジタルサイネージを表示することをいう。以下同じ。）する場合又は一時広告物の表示若しくは一時広告物を掲出する物件の設置（以下「一時広告物の表示等」という。）を行う場合に係る協議等に関し必要な事項を定めることにより、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高い屋外広告物の配置を促進し、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」と</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪市景観計画に定める重点届出区域（以下「重点届出区域」という。）において、<u>周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いデジタルサイネージの設置、一時広告物の表示又は掲出物件の設置に係る協議等に関し必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [同左]</p>

いう。)及び大阪市都市景観条例(平成10年大阪市条例第50号。以下「条例」という。)の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

〔(1) 略〕

(2) 一時広告物 講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベントその他これらに類するイベント(以下「イベント等」という。)のために一時的に表示される屋外広告物(プロジェクションマッピング等の投影広告物及びデジタルサイネージ(以下「プロジェクションマッピング等」という。)を含む。)又は工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに暫定的に表示される屋外広告物をいう。

〔(3)～(5) 略〕

(協議等の対象)

第3条 この要綱の規定は、協議対象地区においてデジタルサイネージ(一時広告物を除く。以下同じ。)を設置する場合又は重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合に適用する。

〔2 略〕

3 この要綱に規定する協議、届出、報告等は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「事業者」という。)が行うものとする。

〔(1) 略〕

(2) 重点届出区域における一時広告物の表

〔(1) 同左〕

(2) 一時広告物 イベント等の実施期間において、一時的又は暫定的に表示され、又は掲出される屋外広告物をいう。

〔(3)～(5) 同左〕

(協議等の対象)

第3条 この要綱の規定は、協議対象地区においてデジタルサイネージを設置し、当該デジタルサイネージを用いて屋外広告物を表示する場合、又は重点届出区域において一時広告物を表示し、若しくは掲出する物件を設置する場合に適用する。

〔2 同左〕

3 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 重点届出区域における一時広告物の表

示等 当該一時広告物の表示等を行おうとする者

(デジタルサイネージの設置協議)

第4条 事業者は、協議対象地区においてデジタルサイネージを設置する場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの設置が大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第1号様式によるデジタルサイネージ設置協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの設置計画（以下「設置計画」という。）を市長に申し出てデジタルサイネージに関する設置協議を行わなければならない。

[2～7 略]

(一時広告物の事前協議)

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物の表示等を行う場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示等が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第6号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示等に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長に申し出て一時広告物に関する事前協議を行わなけれ

示又は掲出物件の設置 当該一時広告物を表示し、又は掲出する物件を設置しようとする者

(デジタルサイネージの設置協議)

第4条 事業者は、協議対象地区においてデジタルサイネージを設置し、当該デジタルサイネージを用いて屋外広告物を表示する場合は、工事の着手前（当該デジタルサイネージの設置が大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第1号様式によるデジタルサイネージ設置協議申出書により、あらかじめ当該デジタルサイネージの設置計画（以下「設置計画」という。）を市長に申し出てデジタルサイネージに関する設置協議を行わなければならない。

[2～7 同左]

(一時広告物の事前協議)

第6条 事業者は、重点届出区域において一時広告物を表示し、又は掲出する物件を設置する場合は、工事の着手前（当該一時広告物の表示又は掲出物件の設置が、大阪市屋外広告物条例第2条第1項本文又は第3条第1項の規定による許可を受けなければならない行為である場合にあっては、当該許可申請前）に、第6号様式による一時広告物事前協議申出書により、あらかじめ当該一時広告物の表示又は掲出に係る計画（以下「一時広告物計画」という。）を市長

<p>ばならない。</p> <p>2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める<u>一時広告物の表示等の基準</u>に適合しなければならない。</p> <p><u>3 一時広告物計画の作成にあたっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものであること</u></p> <p>(2) <u>プロジェクションマッピング等を表示する場合にあつては、周辺への影響を抑えるため、明るさ（輝度）、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮したものであること</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 市長は、第1項の一時広告物計画が<u>一時広告物の表示等の基準</u>に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、事業者へ協議済の通知を行うものとする。</p> <p><u>6</u> 市長は、第1項の一時広告物計画が<u>一時広告物の表示等の基準</u>に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に事業者へ協議が成立しない旨の通</p>	<p>に申し出て一時広告物に関する事前協議を行わなければならない。</p> <p>2 一時広告物計画の作成にあたっては別表第3に定める<u>一時広告物掲出基準</u>に適合しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p><u>3</u> [同左]</p> <p><u>4</u> 市長は、第1項の一時広告物計画が<u>一時広告物掲出基準</u>に適合していると認める場合は、事前協議を成立させるものとし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に、事業者へ協議済の通知を行うものとする。</p> <p><u>5</u> 市長は、第1項の一時広告物計画が<u>一時広告物掲出基準</u>に適合していないと認める場合は、事前協議を不成立とし、第1項の事前協議の申出があつた日から30日以内（申出書の記載に不備があつた場合におけるその補正等に係る日数を除く。）に事業者へ協議が成立しない旨の通知を行う</p>
---	---

知を行うものとする。

(一時広告物の変更協議)

第7条 事業者は、前条第5項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第7号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第8号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

(工事の完了報告)

第9条 事業者は、第4条に規定する設置協議若しくは第5条に規定する変更協議が成立したデジタルサイネージ（以下「協議済デジタルサイネージ」という。）の設置工事又は第6条に規定する事前協議若しくは第7条に規定する変更協議が成立した一時広告物（以下「協議済一時広告物」という。）の表示若しくは協議済一時広告物を掲出する物件の設置（以下「協議済一時広告物の表示等」という。）に係る工事が完了した場合は、第10号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(協議済デジタルサイネージ及び協議済一時広告物に係る実績報告等)

第11条 事業者は、協議済デジタルサイネー

ものとする。

(一時広告物の変更協議)

第7条 事業者は、前条第4項の規定により事前協議が成立した後に一時広告物計画の内容を変更しようとする場合は、市長と第7号様式による一時広告物変更協議申出書により変更協議を行わなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認める場合は、第8号様式による一時広告物変更報告書による報告をもって変更協議に代えることができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により変更協議を行う場合に準用する。

(工事の完了報告)

第9条 事業者は、第4条から第7条までに規定する設置協議、事前協議又は変更協議が成立したデジタルサイネージ（以下「協議済デジタルサイネージ」という。）の設置工事又は一時広告物の表示若しくは掲出物件の設置に係る工事が完了した場合は、第10号様式による工事完了報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(協議済デジタルサイネージ及び一時広告物に係る実績報告等)

第11条 [同左]

<p>ジの設置工事完了以後、毎年、次に掲げる書類を次項に定める期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>デジタルサイネージ実績報告書</u> (第12号様式、第12-2号様式、第12-3号様式)</p> <p>(2) <u>デジタルサイネージ実施計画書</u> (第13号様式、第13-2号様式、第13-3号様式)</p> <p>2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号の<u>デジタルサイネージ実績報告書</u>にあつては毎年8月15日、同項第2号の<u>デジタルサイネージ実施計画書</u>にあつては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。</p> <p>3 市長は、第1項第1号の<u>デジタルサイネージ実績報告書</u>の提出があつたときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号の<u>デジタルサイネージ実績報告書</u>の提出があつた日から30日以内に、第14号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。</p> <p>5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見</p>	<p>(1) <u>実績報告書</u> (第12号様式)</p> <p>(2) <u>実施計画書</u> (第13号様式)</p> <p>2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第1号の<u>実績報告書</u>にあつては毎年8月15日、同項第2号の<u>実施計画書</u>にあつては毎年9月30日とし、その日が大阪市の休日である場合は、その日前の直近の休日でない日とする。</p> <p>3 市長は、第1項第1号の<u>実績報告書</u>の提出があつたときは、その内容について、必要に応じて、委員会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定により委員会の意見を聴いた場合は、その意見を踏まえて協議済デジタルサイネージのデザイン性に関する見解をまとめ、第1項第1号の<u>実績報告書</u>の提出があつた日から30日以内に、第14号様式によるデザイン性に係る見解通知書により、事業者へ通知を行うものとする。</p> <p>5 前項の通知を受けた事業者は、同項の見</p>
--	--

<p>解に対して、第15号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号の<u>デジタルサイネージ実施計画書</u>に添えて提出しなければならない。</p> <p>6 事業者は、<u>協議済一時広告物の表示等</u>に係る工事が完了し、その実施期間が終了したときは、<u>第12-4号様式</u>による<u>一時広告物実績報告書</u>により速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>別表第3 <u>一時広告物の表示等の基準</u> (第6条関係)</p> <p>[別紙2 挿入]</p> <p>別表第4 必要な提出書類一覧 (第4条-第12条関係)</p> <p>[別紙4 挿入]</p> <p>第2号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[別紙6 挿入]</p> <p>第6号様式 (第6条関係)</p> <p>[別紙8 挿入]</p> <p>第7号様式 (第7条関係)</p> <p>[別紙10 挿入]</p> <p>第10号様式 (第9条関係)</p> <p>[別紙12 挿入]</p> <p>第11号様式 (第10条関係)</p> <p>[別紙14 挿入]</p> <p>第12号様式 (第11条関係)</p> <p>[別紙16 挿入]</p> <p><u>第12-4号様式</u> (第11条関係)</p> <p>[別紙17 挿入]</p> <p>第13号様式 (第11条関係)</p> <p>[別紙19 挿入]</p>	<p>解に対して、第15号様式によるデザイン性に係る見解に対する回答書を、第1項第2号の<u>実施計画書</u>に添えて提出しなければならない。</p> <p>6 事業者は、<u>事前協議が成立した一時広告物の表示又は掲出物件の設置</u>に係る工事が完了し、その実施期間が終了したときは、<u>第12号様式</u>による<u>実績報告書</u>により速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>別表第3 <u>一時広告物掲出基準</u> (第6条関係)</p> <p>[別紙1 挿入]</p> <p>別表第4 必要な提出書類一覧 (第4条-第12条関係)</p> <p>[別紙3 挿入]</p> <p>第2号様式 (第4条、第5条関係)</p> <p>[別紙5 挿入]</p> <p>第6号様式 (第6条関係)</p> <p>[別紙7 挿入]</p> <p>第7号様式 (第7条関係)</p> <p>[別紙9 挿入]</p> <p>第10号様式 (第9条関係)</p> <p>[別紙11 挿入]</p> <p>第11号様式 (第10条関係)</p> <p>[別紙13 挿入]</p> <p>第12号様式 (第11条関係)</p> <p>[別紙15 挿入]</p> <p>[新設]</p> <p>第13号様式 (第11条関係)</p> <p>[別紙18 挿入]</p>
--	---

よる協議の申出が行われる場合について適用し、同日前にこの要綱による改正前の重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条又は第6条の規定による協議の申出が行われている場合については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の要綱第7号様式、第10号様式、第12号様式及び第13号様式による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

[別表第3 別紙1]

表示又は掲出の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、1カ月以内とする。 ・表示又は掲出の期間の5倍以上の期間をあけること。
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物 ・プロジェクションマッピング等の点滅又は動く広告物
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを阻害しない色彩とする。(※1) ・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。(※2) ・心身に悪影響を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。 ・不快感を与えない音量、音色とする。
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。 ・公序良俗に反しないものとする。 ・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

(※1) プロジェクションマッピング等の場合は、補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

(※2) プロジェクションマッピング等の場合は、夜間においては周辺状況に配慮すること。

[別表第3 別紙2]

一時広告物の表示等の期間及び場所	<ul style="list-style-type: none">・ イベント等のために一時広告物の表示等を行う期間は原則1カ月以内とし、連続して一時広告物の表示等を行う場合は、一時広告物の表示等を行った直近の期間の5倍以上の期間をあけることとする。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。・ 工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに一時広告物を表示する期間は、当該工事が終了するまでの期間内において、当該周知等を行うことが必要と認められる期間とする。・ 一時広告物の表示等の場所は、イベント等や工事を実施する敷地内に限ること。ただし、公益を目的としたものについては、この限りでない。
一時広告物の表示内容	<ul style="list-style-type: none">・ 一時広告物の表示内容は、イベント等のために必要と認められる事項又は工事中の建築物等の周知等のために必要と認められる事項に限ること。・ 公序良俗に反しないものとする。・ 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物については表示又は掲出を認めない。

[別表第4 別紙3]

第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	正・副2部作成すること
[同左]		
第4号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
[同左]		
第5号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
[同左]		
第6号様式の 必要添付書類	[同左]	[同左]
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩
	一時広告物計画等	*プロジェクションマッピングの場合は内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること *制作会社（作成者）を記載すること
	[同左]	[同左]
[同左]		
第7号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
[同左]		
第8号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
[同左]		
第10号様式 の必要添付書 類	写真方向図	デジタルサイネージの設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること *原則、全面を白色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測定値がわかるように撮影した写真も併せて提出すること
[同左]		
第12号様式	実績報告書	*デジタルサイネージの場合は、毎年8月15日までに提出すること

第 12 号様式 の必要添付書 類	コンテンツ計画等	*変更協議の経過がわかるように記載すること *コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること
	一時広告物掲出実施結果 等	*実施期間中の来街者及び周辺住民等の反応等を記録したもの *プロジェクションマッピングの場合は、現地での掲出の様子ที่わかる映像データをDVDで提出すること
[同左]		
[第 12-3 号 様式]	[同左]	[同左]
[新設]		
[新設]		
第 13 号様式	<u>実施計画書</u>	* <u>次年度</u> の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
[同左]		

[同左]

[別表第4 別紙4]

様式	図書の種類	備考
第1号様式	デジタルサイネージ設置 協議申出書	正・副2部作成すること
[略]		
第4号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
[略]		
第5号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第1号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
[略]		
第6号様式の 必要添付書類	[略]	[略]
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩 *プロジェクションマッピング等で動画を表示する 場合は内容がわかるものとして、映像データをDVD で提出すること(制作会社(作成者)を記載すること)
[略]		
第7号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
[略]		
第8号様式の 必要添付書類	変更前と変更後の図書	第6号様式の必要添付書類のうち、変更があるもの *図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
[略]		
第10号様式 の必要添付書 類	写真方向図	協議済デジタルサイネージ又は協議済一時広告物の 設置箇所がわかるもの
	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること *協議済デジタルサイネージについては、全面を白 色で表示した状態で運用上の最大輝度を測定し、測 定値がわかるように撮影した写真も併せて提出する こと
[略]		
第12号様式	デジタルサイネージ実績 報告書	*毎年8月15日までに提出すること

第 12 様式の 必要添付書類	コンテンツ計画等	<ul style="list-style-type: none"> *変更協議の経過がわかるように記載すること *コンテンツの変更があった場合は、その内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること
[略]		
[第 12-3 号 様式]	[略]	[略]
<u>第 12-4 号様式</u>	<u>一時広告物実績報告書</u>	
<u>第 12-4 号様式</u> <u>の必要添付</u> <u>書類</u>	<u>一時広告物の表示等に関する実施結果等</u>	<ul style="list-style-type: none"> *<u>実施期間中の来街者及び周辺住民等の反応等を記録したもの</u> *<u>プロジェクションマッピング等の場合は、現地での掲出の様子ที่わかる映像データをDVDで提出すること</u>
第 13 号様式	<u>デジタルサイネージ実施計画書</u>	* <u>来期</u> の実施計画を記載し、毎年9月30日までに提出すること
[略]		

[略]

大計第 _____ 号
年 月 日

様

大阪市長 印

デジタルサイネージ 設置協議
変更協議 に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 _____ 号
	受付日	年 月 日
第4条第3項 意見聴取	第 _____ 回 _____ 年 月 日	
設置計画に関する 大阪市の見解		

第 年 月 日 号

様

大阪市長

デジタルサイネージ (設置協議
変更協議) に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	() 第 - 号
	受付日	年 月 日
第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日	
設置計画に関する 大阪市の見解		

表示・掲出の主旨 及び内容	<ul style="list-style-type: none"> • • • • <p>詳細は別紙及び映像参照</p>	
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (注1)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 ー 号
	※第6条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

一時広告物事前協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
行為の名称 (イベント等の名称又は工事等の名称等)		
表示・掲出予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) (工事を含む期間) 年 月 日 ~ 年 月 日	
(前回)表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)	
代理人の住所・氏名・連絡先	(代理人を定める場合のみ記載)	
広告物の種類	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他 () プロジェクションマッピング等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 / 音声 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (注1)	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 - 号
	※第6条第4項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 一 号
	※第6条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日 (予定)	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 一 号
	※第6条第4項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※調査の実施 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 時) <input type="checkbox"/> 無	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※調査の実施 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 時) <input type="checkbox"/> 無	

※のある欄は記入しないでください。

大計第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 敷地の位置
- 3 現地調査日
- 4 調査結果

適 合 ・ 不 適 合

第 年 月 日 号

様

大阪市長

調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

記

- 1 受付番号
- 2 敷地の位置
- 3 現地調査日
- 4 調査結果

適 合 ・ 不 適 合

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注 1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ % 以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 一 号
	※第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注 1) 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

デジタルサイネージ実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注 1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ % 以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	() 第 一 号
	※第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注 1) 8・9 月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

一時広告物実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事前協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
行為の名称 (イベント等の名称又は工事等の名称等)		
工事完了日	年 月 日	
表示・掲出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
広告物の種類	<input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 突出広告物 <input type="checkbox"/> その他 () プロジェクションマッピング等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 / 音声 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
表示・掲出の内容	(変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。)	
※受付欄	※受付年月日	
	※受付番号	年 月 日
	※備考	() 第 一 号

※のある欄は記入しないでください。

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

デジタルサイネージ実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m ² 夜間 _____ cd/m ² スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____ ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

大計第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回	年 月 日
デザイン性に係る 大阪市の見解		

第 年 月 日

様

大阪市長

デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	() 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回	年 月 日
デザイン性に係る 大阪市の見解		









